

横浜市立新田中学校いじめ防止基本方針

1 いじめ防止に向けた基本的な考え方

(1) いじめの定義

いじめ防止対策推進法（以下、「法」）第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

法は、いじめられた児童生徒が「心身の苦痛を感じているもの」をいじめと定義し、いじめを見落とすことのないよう、いじめられた児童生徒の立場に立ち、いじめを広くとらえている。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

*いじめの定義に係る用語の解釈及び留意点については「国の基本方針」を参照

(2) いじめの防止等に関する基本理念

全ての子供は、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子供が健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子供は、人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を見出す。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子供は温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子供の生活の場に、他者を排除するような雰囲気が形成されれば、その場は子供の居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子供にとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

そこで、いじめを防止するための基本となる方向性を次の通り示す。

- ・ いじめは、どの集団にも、どの学校にも、どの子供にも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害案件である、ということを全教職員の共通認識とする。
- ・ 教職員の組織力の向上に努め、情報共有を徹底する。
- ・ 生徒、保護者、地域の方々との信頼関係の強化に努め、いじめの早期発見、早期対応を図る。
- ・ 生徒自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であるとの自覚を促し、いじめを許さない子供社会の実現に努める。

(3) 新田中学校いじめ防止基本方針策定の目的

新田中学校いじめ防止基本方針は、上記の基本理念のもと、いじめの問題への対策を、教職員がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力しながら広く学校全体（家庭・地域を含む）で進める。

また、法により規定されたいじめの防止及び解決を図るための基本事項を定めること等により新田中学校全体で子供の健全育成を図り、いじめのない学校の実現を目指すことを目的とする。

2 新田中学校いじめ防止対策委員会の設置

新田中学校は、いじめの防止等に関する窓口として、校長を責任者とし、副校長・教務主任・各学年主任・養護教諭・生徒指導部長・生徒指導専任教諭・主幹教諭で構成される「新田中学校いじめ防止対策委員会」を設置する。委員会は、状況に応じて心理や福祉の専門家、外部の専門家の協力を積極的に加えていく。[心理面：SC（スクールカウンセラー）・福祉面：SSW（スクールソーシャルワーカー）等] SC・SSW等がいじめ防止対策委員会の会議に参加できるよう工夫して運営するとともに、参加できない場合等においても、必要に応じて、いじめの認知の視点や、いじめを受けた生徒の回復状況の確認や支援について助言をもとめることができる体制をつくる。

また、個々のいじめの対処等に当たっては、関係の深い職員を加えるなど、組織の構成を適宜工夫・改善できるよう柔軟な運営を行う。

「新田中学校いじめ防止対策委員会」を常設し、月1回以上、定期的を開催する。また、いじめの疑いがある段階で、直ちに「新田中学校いじめ防止対策委員会」を開催する。

校長等の責任者は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管するとともに、毎月、教育委員会事務局にいじめ認知報告書により報告する。

いじめ重大事態について学校が主体となって調査を行う場合には、いじめ防止対策委員会に弁護士等の第三者が関与して調査に当たるものとする。

(1) 新田中学校いじめ防止対策委員会の運営と役割

- ・ いじめの事案に対して、いじめ防止対策委員会が中核となり、組織的に取り組む。
- ・ 速やかに対応する場合等は、出席可能な構成員のみで迅速・機動的に臨時で委員会を開催し、適切に対応する。
- ・ いじめの疑いがあるときは担任や一部の教職員で抱えることなく、必ずこの組織が中核となって判断や対応を行う。
- ・ いじめに関する情報の収集や記録、対応に関する役割分担をする際の中核となる。
- ・ いじめ防止に向けた年間計画の作成やPDCAサイクルでの検証を行う。
- ・ 学校いじめ防止対策委員会では、学校としての対応方針を組織的に決定するとともに、いじめの解消を含めたその後の対応状況の確認を行う。

(2) 新田中学校いじめ防止対策委員会の活動内容

- ・ 原則毎月1回以上（月曜1校時）、教職員による定例会いじめ防止対策委員会を開催する。
- ・ 個々の事案の対処については、その都度臨時委員会を開き、教職員が対応する。
- ・ 定例委員会とは別に、職員会議の日に全教職員参加の下、いじめ防止対策委員会を開き、臨時委員会を中心となって行った対処について確認等を行う。
- ・ いじめの防止等に係る学校の窓口として、地域、保護者、関係機関等との連絡を担う。

3 いじめの防止及び早期発見のための取組

子どもの視点に立ち、意見の反映や尊重をしていく。

生徒の意見をいじめ防止の取組に反映することを重視している。各学級では、生徒が話し合いを通して、いじめ防止のための行動宣言を作成し、全学級分を校内に掲示することで共有している。さらに、学級での取組を中学校ブロック会議（4小1中参加）で共有し、その内容を踏まえて、生徒会役員生徒が横浜子ども会議に参加する。横浜子ども会議への取組を通じて、生徒がいじめについて主体的に話し合い、自分のこととしていじめを「しない」、「させない」、「見逃さない」ことを考え、自ら行動することができるよう支援する。

横浜子ども会議参加後は、代表生徒が全校集会で発表を行い、学びや提案を全校生徒に伝えていく。これらの取組を通して得られた生徒の意見を、学校全体のいじめ防止の取組や学校いじめ防止基本方針の点検・見直しに生かしていく（PDCAサイクル）。

※R7.8開催 横浜子ども会議（港北区交流会）での活動

テーマ「いじめをしない自分であるために、わたしたちができること」

より新田中代表生徒2名の発表内容

- ・何か言動を起こす前に、相手がどう感じるかを考える。相手のよいところを見つけて、認めてあげる。
- ・まず一言。そこから広がるその一言。

(1) いじめの未然防止

- ・すべての教育活動を通じた人権教育、道徳教育及び体験活動の充実を図る。
- ・生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力を養う。
- ・規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような集団づくりを行う。
（体育的行事、体験学習などを通して）
- ・生徒自らがいじめは自分たちの問題として考え、主体的に話し合う機会をつくる。
（生徒会、常任委員会、学校保健委員会などを通して）
- ・集団の一員としての自覚や自信を育み、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。
（学級活動、学年・全校集会、職場体験などを通して）
- ・分かる授業を心がけるとともに、常に生徒の動向に注視する職員集団を目指す。
（研究授業、研修会などを通して）
- ・懇談会、学校説明会などでの保護者への啓蒙活動を行う。
- ・学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を生徒及び保護者に周知する。
- ・生徒の主体的な取組への支援（横浜子ども会議の取組等を通じて、生徒がいじめについて主体的に話し合い、自分のこととしていじめを「しない」、「させない」、「見逃さない」ことを考え、自ら行動することができるよう支援する。
- ・他者との違いを理解し、様々な価値観を尊重できるような授業づくり、集団づくりの取組を行う。
- ・人権尊重の精神を基盤とする教育、道徳教育及び体験活動等の充実をはかる。
- ・SNSの適切な利用など情報モラル教育の推進を行う。
- ・「子どもの社会的スキル横浜プログラム」を活用する。
- ・いじめの定義理解を含む教職員への継続的な研修を実施する。
- ・SCやSSWと連携した定期的な教育相談の実施。
- ・保護者、地域、関係機関等と連携した、インターネットを通じたいじめへの対処及び情報モラル教育に関する積極的な啓発を行う。

(2) いじめの早期発見

- ・子どもの心の変化等を捉えられるよう、1人1台端末を活用した心の健康観察を行う。
- ・毎月末に生徒を対象にした「生活アンケート調査」を実施する。
- ・記名式の「いじめアンケート」を実施する。
- ・年3回（5月・8月・1月）の教育相談を実施し、一人ひとりの実態を把握する。
- ・学校内では、常に教職員の目が生徒に届くよう、職員体制（巡回）の充実を図る。

(生徒に寄り添った支援体制の確立)

- ・ 集団生活における人間関係を把握することに努める。(孤立・仲間はずれ等の実態)
- ・ SC等の専門職と連携した相談活動を推進する。
- ・ 保護者、地域、関係機関の方々の参画を得て、意見交換・情報交換を積極的に行う。
- ・ 区役所、児童相談所等と連携して、多面的な視点から支援を実施する。
- ・ 1人1台端末やすぐー等を活用した定期的なアンケート、いじめ解決一斉キャンペーン、毎朝の健康観察等の実施。

(3) いじめに対する措置

- ・ いじめ対応情報管理システムを活用し、いじめの記録・情報共有・対応方針の決定をする。
- ・ 組織(いじめ防止対策委員会)として速やかな対応策の検討、実施する。
- ・ 当該(被害)生徒から事情や心情を聴取し、その気持ちに寄り添い、生徒の状態に合わせた継続的な支援を行い、当該(被害)生徒の保護者の思いを受け止めて、密な連携・支援を行う。
- ・ 関係(加害)生徒から事情や心情を聴取し、その人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導を行い、関係(加害)生徒の保護者とその背景にあるものを共有した上で、それでもいじめは許されない行為であるという共通理解を図り、密な連携・支援を行う。
- ・ いじめの内容によっては、被害生徒・保護者の意向にも配慮した上で、警察署、関係機関、専門機関等との連携を図る。
- ・ いじめが起きた集団へ、いじめを「しない」、「させない」、「見逃さない」ことを指導し、安心できる集団づくりを支援していく。

(4) いじめの解消

- ・ いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が必要である。
 - ① いじめの行為が少なくとも3か月(目安)止んでいること。
 - ② いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

(5) 研修等

- ・ 生徒理解研修を充実させる。
- ・ いじめ防止、対応に向けて校内研修を計画し、実施する。
- ・ スクールカウンセラー・SSW等との密な意見交換を行う。

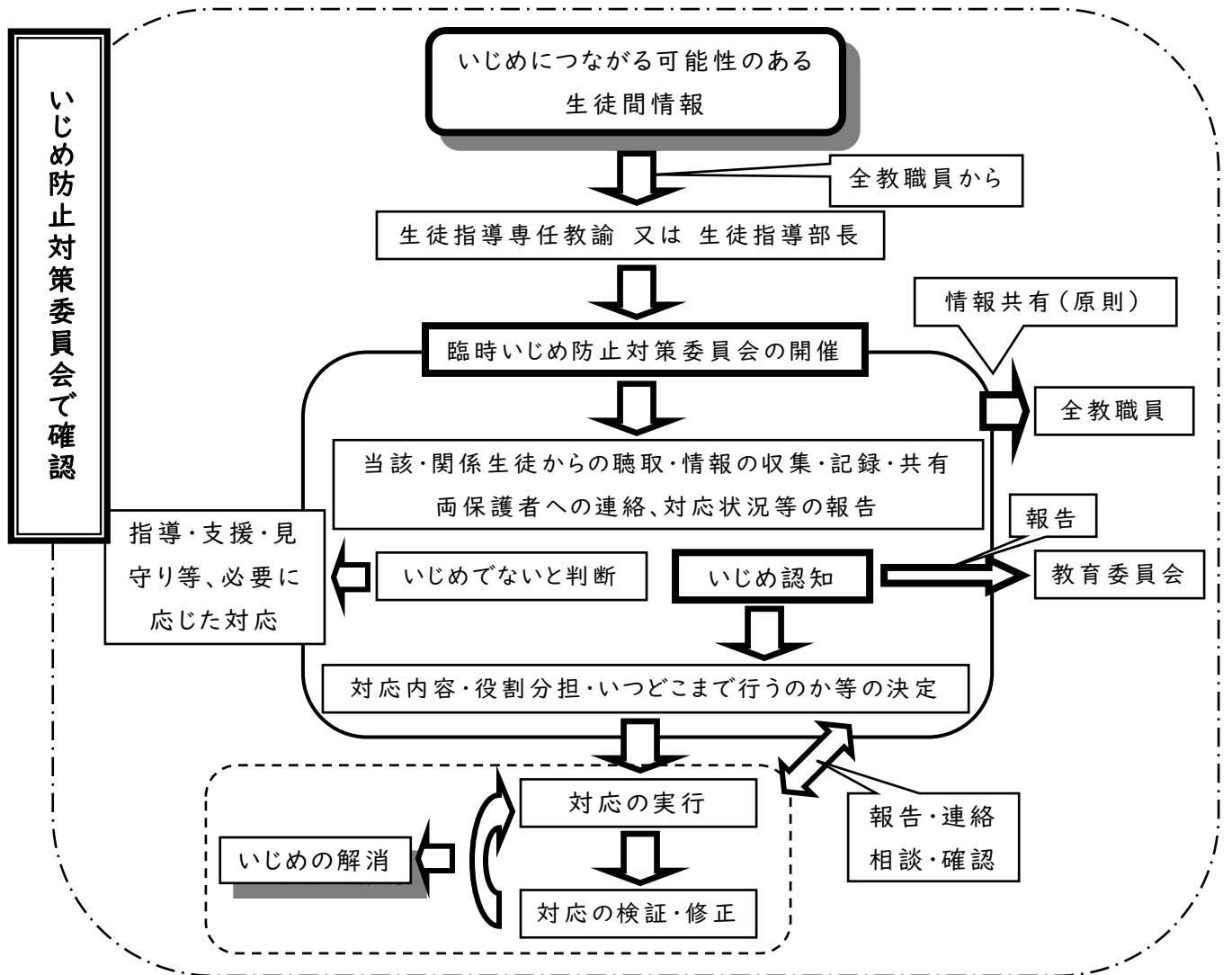
(6) 保護者・地域・関係機関とのかかわり

PTA運営委員会や学校運営協議会、学校・家庭・地域連携事業実行委員会などを通して、いじめの問題などを共有したり、学校いじめ防止方針を提示したりして意見交換や検討を行い、地域ぐるみでいじめを解決するシステムづくりを推進する。

(7) 年間計画

月	内 容	通 年 実 施
4 月	生徒理解・教職員研修会、校内巡回計画作成	年職毎毎 4員月月 回会一末 学議の回生 校の日に上活 運全教い安 営職員けケ 協防止ト 議員対実 会参施 加の のい じめ 防 止 対 策 委 員 会
5 月	第1回教育相談、学校説明会でのいじめ防止基本方針の周知 体育的行事における生徒理解、校外行事における生徒理解 いじめ防止一斉キャンペーン(記名式いじめアンケート実施)	
6 月	校外行事における生徒理解(修学旅行・自然教室・校外学習)	
7 月	三者面談、地域パトロール、地区懇談会、 横浜子ども会議(中学校ブロック) 学校・家庭・地域連携事業総会、人権作文 子どもの社会的スキル横浜プログラム「YPアセスメント」実施	
8 月	第2回教育相談、地域パトロール、職員研修会、 横浜子ども会議(港北区交流会)	
9 月		
10 月	三者面談、文化的行事における生徒理解	
11 月	生徒会本部による啓発活動	
12 月	人権週間、いじめ防止月間の取り組み、三者面談 子どもの社会的スキル横浜プログラム「YPアセスメント」実施 いじめ防止一斉キャンペーン(無記名式いじめアンケート実施)	
1 月	第3回教育相談、職業講話	
2 月		
3 月	三者面談、年間の振り返り、新年度への引き継ぎ	

(8) いじめの早期発見・事案対処のフロー図



5 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」(同項第1号)、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」(同項第2号)とされている。

(2) 発生の報告

重大事態が発生した場合(疑いを含む)は直ちに教育委員会に報告する。

(3) 調査の進め方と結果の提供及び報告

学校主体調査は概ね3か月以内に負えることを目指し、調査によって明らかになったいじめの事実関係について生徒及び保護者に説明のうえ、教育委員会に報告する。

6 いじめ防止対策の点検・見直し

いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う(PDCAサイクル)。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。

7 参考資料

- ① 横浜市いじめ防止基本方針(令和7年5月改定)
- ② 横浜市いじめ防止基本方針(概要版)
- ③ いじめ防止等のための基本的な方針(文部科学省 平成 29 年3月14日改定)
- ④ いじめ重大事態の調査に関するガイドライン(文部科学省 令和6年8月改訂版)

新田中学校 ☎045-542-0324

その他の相談窓口

いじめ110番 横浜市教育委員会 ☎0120-671-388(24時間受付)

学校生活安心ダイヤル 横浜市教育委員会 ☎045-663-1370

こどもの人権110番 ☎0120-007-110

横浜いのちの電話 ☎045-335-4343(24時間受付)

北部児童相談所 ☎045-948-2441

令和8年2月 改定